

## 利益相反管理方針の概要

### 1 利益相反管理の目的

ワンアジア証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引法第 36 条第 2 項に定める当社が行う取引に伴い当社のお客様の利益が不当に害されるおそれのある場合の当該取引（以下「対象取引」といいます。）を適切に管理する体制を整備し、お客様の保護を適正に確保してまいります。

### 2 利益相反管理の方法

当社は管理部において利益相反管理に必要な情報を収集し、対象取引の類型化、特定、管理に当たってまいります。また、内部管理統括責任者を利益相反管理統括者に任命し一元的に管理します。

### 3 対象取引の類型化

当社は、対象取引を以下のとおり類型化します。

	類型	取引の事例
利益 対 立 型	(1) 顧客と当社の利益が対立する取引	・ 自己勘定において保有する有価証券を顧客に推奨・販売する場合
	(2) 顧客と当社の他の顧客との利益が対立する取引	・ M&A において買手候補および売手側の双方に対してアドバイザー業務を行う場合
競 合 取 引 型	(3) 顧客と当社が同一の対象に対して競合する取引	・ 有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合
	(4) 顧客と当社の他の顧客とが競合する取引	・ 顧客に引受、または有価証券発行に関する助言等を行いながら、他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合
情 報 利 用 型	(5) 当社が顧客との取引を通じて入手した情報を利用して当社が行う取引	・ 有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合
	(6) 当社が顧客との関係を通じて入手した情報を利用して当社の他の顧客が行う取引	・ 当社の従業員等が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興の供応を受ける場合

#### 4 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法を適宜選択、または組み合わせることにより対象取引を適切に管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法。
- (2) 対象取引または当該顧客との取引の条件または方法を変更する方法。
- (3) 対象取引または当該顧客との取引を中止する方法。
- (4) 対象取引に伴い当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて当該顧客に適切に開示する方法。

#### 5 その他

- (1) 当社は、役職員等に対する研修等により利益相反管理についての周知徹底を図るとともに、管理の有効性を適切に検証します。
- (2) 当社の内部監査部門は、利益相反管理に係る業務運営について定期的に監査します。

以 上